

静岡県福祉のまちづくり条例をここに公布する。
静岡県福祉のまちづくり条例

- 目次
前文
第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 福祉のまちづくりに関する施策(第8条—第13条)
第3章 公共的施設等の整備
第1節 公共的施設の整備(第14条—第19条)
第2節 特定公共的施設の整備(第20条—第24条)
第3節 公共的施設以外の施設等の整備(第25条—第27条)
第4章 雑則(第28条・第29条)
附則
- すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。
こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。
ここに、私たちは、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。
- 第1章 総則
(目的)
第1条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。
(2) 公共的施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (県の責務)
第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。
- (市町の責務)
第4条 市町は、県の施策と相まって、当該地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務を有する。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- (事業者の責務)
第5条 事業者は、その事業の用に供する施設等を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- (県民の責務)
第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、県民総参加による福祉のまちづくりを推進するため、自ら進んで福祉の学習活動、障害者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- (福祉のまちづくりの総合的推進)
第7条 県、市町、事業者及び県民は、それぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。
2 県及び市町は、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の事業が実施される機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するものとする。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- 第2章 福祉のまちづくりに関する施策
(施策の基本方針)
第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。
(1) すべての県民が福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図る。
(2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共的施設等の整備を促進する。
(広報及び情報の提供等)
第9条 県は、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深め、自主的な活動を促進するため、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。
2 県は、市町、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。
(一部改正〔平成19年条例42号〕)
- (教育の充実)
第10条 県は、障害者、高齢者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむための教育の充実に努めるものとする。

(交流・ふれあいの促進)

第11条 県は、地域社会における障害者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第12条 県は、県民が障害者、高齢者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第14条 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするため、公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の整備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

(公共的施設の整備)

第15条 公共的施設の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設としようとする場合に限る。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号の大規模の修繕若しくは同条第15号の大規模の模様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該新築等に係る部分を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

2 公共的施設の新築等をしようとする者は、前項本文の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該新築等に係る部分の整備基準への適合状況の把握に努めなければならない。

(指導及び助言)

第16条 知事は、前条第1項本文の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共的施設の新築等をしようとする者に対し、当該公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(既存施設の整備)

第17条 この条例の施行の際現に存する公共的施設(以下「既存施設」という。)を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準への適合状況を把握するとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、整備基準に適合していない既存施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な要請を行うことができる。

(適合証の交付)

第18条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(次項において「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(維持保全等)

第19条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で歩道上に自転車、看板その他の物を置く等障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第2節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第20条 公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更(規則で定める場合を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

(指示)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による届出(以下単に「届出」という。)をした者に対し、当該特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示をすることができる。

(1) 届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき。

(2) 工事の内容が届出の内容と異なるとき。

(報告の徴収及び立入調査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者(すべき者を含む。)に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第23条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(公表)

第24条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第3節 公共的施設以外の施設等の整備

(公共車両等の整備)

第25条 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶(以下この条において「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第26条 交通信号機、案内標識、バスの停留所、公衆電話所等公共の用に供する工作物(以下この条において「公共工作物」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるようその整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第28条 国、県、市町その他規則で定める者については、第16条及び前章第2節の規定は、適用しない。

2 知事は、国、市町その他規則で定める者が公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、既存施設とみなす。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。